

新型コロナウイルス感染症等に係る令和3年度固定資産税の軽減措置について

対象要件を満たす中小事業者等（法人、個人事業主）に対して、令和3年度分の事業用家屋・償却資産の固定資産税を軽減します。

なお、土地や個人の所有する居住用家屋に係る固定資産税は、今回の軽減措置の対象ではありません。

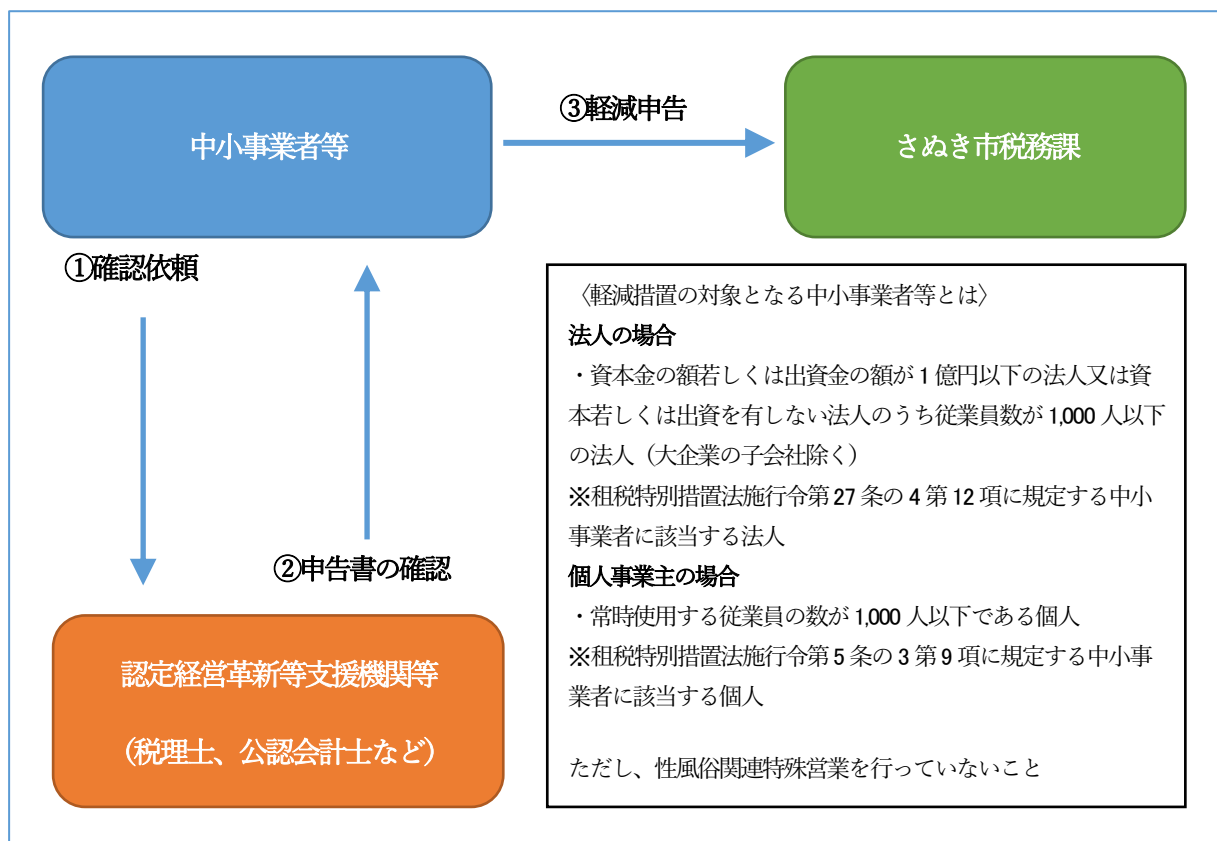
対象者	中小事業者等（法人、個人事業主）
対象年度	令和3年度
軽減割合	令和2年2月～10月までの <u>任意の連続する3か月間</u> の事業収入が前年同期と比べて、 30%以上50%未満減少の場合は2分の1、50%以上減少の場合は全額
軽減対象	事業用家屋 ^(※1) 及び設備等の償却資産に対する固定資産税
申告受付期間	令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）まで
提出書類	特例措置に関する申告書^(※2) 認定経営革新等支援機関等^(※3)に提出した書類一式（写し可） 償却資産申告書（償却資産を所有している方） <u>(※1) 居宅の一部を事業用として使用している場合は、その事業専用割合に応じて適用となります。ただし、居宅として住宅用地の特例措置により土地に係る減額が適用されている場合は、事業専用割合によっては、土地の税額が変更になる場合があります。</u> (※2) さぬき市ホームページから様式をダウンロードしてください。 (※3) 中小企業等経営強化法の認定を受けた認定経営革新等支援機関（中小企業庁ホームページで確認することができます。）のほか、認定を受けていない税理士、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合及び生活衛生同業組合など。
注意事項	申告期限（令和3年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内に申告いただきますようお願いいたします。 ●本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした方は、地方税法に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

お問合せ先：さぬき市役所 市民部 税務課（本庁1階）

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

(087) 894-1118・894-9210

(申告の流れについて)



①確認依頼

中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等に下記（1）から（3）の確認を依頼する。

- （1）中小事業者等であることの確認

特例措置の申告書の誓約事項で確認。

- （2）事業収入の減少の確認

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入の合計が、前年の同期間と比べて30%又は50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。

- （3）特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等で確認。

②申告書の確認

上記①を確認したことを、申告書の認定経営革新等支援機関等確認欄に記入・押印してもらう。

③軽減申告

認定経営革新等支援機関等が確認した申告書（原本）、同機関に提出した書類一式（コピー可）及び償却資産を所有している方は償却資産申告書をさぬき市税務課に提出する。